

日本道路公団等民営化関係法施行法案要綱

第一 趣旨

この法律は、日本道路公団等民営化関係法（高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法及び日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律をいう。以下同じ）

（の施行に関し必要な事項を定めるとともに、日本道路公団等民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。）（第一条関係）

第二 高速道路株式会社の設立

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）の設立に関して必要な事項を定めること。（第三条から第十一条まで関係）

第三 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の設立に関して必要な事項を定めること。（第十二条関係）

第四 日本道路公団等の解散

1 国土交通大臣は、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針を定め、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画を作成すべきことを指示するものとする。

一 日本道路公団 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社

二 首都高速道路公団 首都高速道路株式会社

三 阪神高速道路公団 阪神高速道路株式会社

四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡高速道路株式会社

2 公団は、1の基本方針に従い、実施計画を定め、認可を受けなければならないものとする。

3 公団は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、実施計画において定めるところに従い、会社及び機構が承継するものとする。

4 その他権利及び義務の承継に関する必要な経過措置等を定めること。

(第十三条から第十八条まで関係)

第五 会社の事業及び機構の業務についての経過措置

会社の事業等に関する経過措置及び会社の事業の特例並びに機構の業務の特例を定めるものとする。

(第十九条から第二十三条まで関係)

第六 暫定協定

国土交通大臣は、会社及び機構の成立の時までに、供用中及び建設中の高速道路について、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路ごとに、暫定協定を定めるものとする。

(第二十四条関係)

第七 公団が行っていた高速道路に関する事業の引継ぎ

1 供用中の高速道路については、当該高速道路を事業の範囲とする会社(以下「事業範囲会社」という。)
が維持、修繕及び災害復旧を行わなければならないものとする。

(第二十五条関係)

2 建設中の高速道路については、当該高速道路に係る事業範囲会社が、暫定期間内は、その新設又は改築を行わなければならないものとする。

(第二十七条関係)

第八 会社が新設又は改築を行うべき高速道路の指定

1 国土交通大臣は、会社の成立の日から四月以内に、建設中及び計画決定済みの高速道路のうち、会社が新設又は改築を行うべきもの及びその会社を指定することができるものとする。

2 国土交通大臣は、1の指定をしようとするときは、あらかじめ、1の指定をしようとする会社（以下「事業会社」という。）と協議をしなければならない。この場合において、事業会社との協議は、まず、当該高速道路をその事業の範囲とする事業範囲会社と行うものとし、当該事業範囲会社と協議がとれない場合には、当該事業範囲会社以外の事業会社と行うものとする。

3 国土交通大臣は、2の協議の結果、いずれの事業会社とも協議がとれない場合において、2の協議を行った事業会社のいずれかになお当該高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し、相当の期限を定めて、当該高速道路の新設又は改築を行うことができないと料する理由の申出を求めなければならないものとする。

4 国土交通大臣は、期限内に3の理由の申出があったときは、当該理由が正当であるか否かについて、社会資本整備審議会の意見を求めなければならないものとし、同審議会の意見を聴いた上で当該理由が

正当なものであると認めるときは、当該高速道路について、1の指定をすることができないものとする
こと。

5 国土交通大臣は、申出があつた理由及び社会資本整備審議会の意見を公表するものとする
こと。

6 国土交通大臣は、1の指定をしようとするときは、あらかじめ、機構と協議をしなければなら
ないものとする
こと。

7 国土交通大臣は、旧首都高速道路公団法又は旧阪神高速道路公団法の基本計画に定められている高
速道路について1の指定をしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければなら
ないものとする
こと。

8 国土交通大臣は、やむを得ない理由により期間内に1の指定をすることができないときは、その理
由が存続する間、期間を延長することができるものとする
こと。

9 国土交通大臣は、1の指定をしたときは、これを公表するものとする
こと。 (第三十条関係)

第九 指定された高速道路に係る事業の実施手続

会社及び機構は、成立の日から四月(第八の8の規定により期間が延長された場合は、その延長後の期

間)に二月を加えた期間内に、供用中の高速道路、暫定期間内に工事が完了した高速道路及び新設又は改築を行うべきものとして指定を受けた高速道路について、新たに協定を締結し、これに基づき、会社にあつては事業許可又は事業変更許可を、機構にあつては業務実施計画の認可を受けなければならないものとする。

(第三十一条関係)

第十 関係法律の整備等

1 日本道路公団法、首都高速道路公団法、阪神高速道路公団法、本州四国連絡橋公団法及び道路関係四公団民営化推進委員会設置法を廃止するものとする。

2 関係法律について所要の整備等を行うものとする。

(第三十七条から第六十三条まで関係)

第十一 附則

1 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するものとする。

。ただし、会社及び機構の設立並びに公団の解散等に関する規定は、公布の日から施行するものとする。

2 政府は、この法律の施行後十年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第一条及び第二条関係)